条件付き一般競争入札における手持工事数の見直しについて(お知らせ)

鳥羽市では建設工事の条件付き一般競争入札において、業界の要望を踏まえ、 受注機会の均等を図るため、受注できる工事件数(手持工事数)の上限を原則2 件としています。ところが、現行の規定では、落札候補者又は落札者である場合 で未契約の工事があるときに、手持工事数が3件となり得る可能性があることが 判明しました。つきましては、下記のとおり見直しを行いますので、ご承知をお 願いします。

記

1 見直し内容

鳥羽市条件付き一般競争入札実施要綱 新旧対照表 (別添) のとおり

2 概要

- (1) 手持工事数を増加して数える時点について「契約を締結した時」を「落札候補者又は落札者になった時」に変更する。
- (2) 手持工事数を数える基準日について「入札参加申請書提出締切日」を「当該入札の前日」に変更する。

3 施行期日等

公示の日(令和4年8月3日)から施行し、同日以後に公告する入札について 適用します。

担当 契約管財係

電話0599-25-1122

新旧対照表

(件名) 鳥羽市条件付き一般競争入札実施要綱(平成19年告示第68号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
(受注数制限)	(受注数制限)
第16条 鳥羽市が発注する対象工事において受注した工事数(以下「手持	第16条 鳥羽市が発注する対象工事において受注した工事数(以下「手持
工事数」という。)が <u>当該入札の前日</u> において2件に達した者が行う入札	工事数」という。)が <u>入札参加申請書提出締切日</u> において2件に達した者
は、無効とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでな	が行う入札は、無効とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、こ
الا براء المالية	の限りでない。
2 手持工事数は、条件付き一般競争入札において <u>落札候補者又は落札者</u>	2 手持工事数は、条件付き一般競争入札において <u>落札した契約を締結し</u>
<u>になった時</u> に増加し、工事完成の報告を受け付けた日から14日後に減少す	<u>た時</u> に増加し、工事完成の報告を受け付けた日から14日後に減少するもの
るものとする。ただし、 <u>落札候補者又は落札者となった後これらの者と当</u>	とする。ただし、 <u>完成検査に合格しなかった場合は、</u> 再検査合格後に減少
<u>該契約が締結されないことが明らかになった場合は手持工事数の増加を取</u>	するものとする。
り消すものとし、完成検査に合格しなかった場合は再検査合格後に減少す	
るものとする。	
$3\sim5$ (略)	3~5 (略)

※「対象工事」とは、条件付き一般競争入札の対象となる建設工事のことをいいます。